

公益社団法人腐食防食学会 刊行事業著作権規程

(目的)

第1条 腐食防食学会（以下、「本会」という）の刊行事業の著作権について、公正かつ適切に運営するため、この規程を定める。

(名称)

第2条 この規程の名称は、刊行事業著作権規程とする。

(用語)

第3条 この規程において使用する用語の定義は次の通りとする。

- (1) 著作権：著作権法第18条第1項（公表権）、第19条第1項（氏名表示権）及び第20条第1項（同一性保持権）に規定する権利並びに第21条（複製権）から第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）までに規定する権利をいう。
- (2) 著作物：著作権法第2条第1号に定めるものをいう。
- (3) 著作者：著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- (4) 二次的著作物：著作権法第2条第1項第11号に定めるとおり、著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物とする。
- (5) 複製：著作権法第2条第1項第15号に定めるとおり、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいう。

(著作権および著作物の対象)

第4条 この規程における著作権とは、前条第1号のとおりとする。

2 この規程による著作物2条第1項第2号に規定するものをいうは、本会の会誌「材料と環境」（以下単に「本会会誌」という。）に掲載された、論文、解説および記事その他の文書をいうものとする。

(著作権の譲渡)

第5条 著作者は、本会会誌に投稿・掲載される著作物について、当該著作物の著作権を、本会に譲渡しなければならない。

2 前項の譲渡は、本会が定める文書または電磁的方法を使用して行う。

3 著作者が正当な理由により著作権を譲渡しないで著作物の掲載を希望する場合は、事前に倫理委員会委員長（本会「倫理委員会規程」参照）の承認を得なければならない。

4 前項の承認の可否については、著作者の申請に基づき、2条第1項第2号に規定するものをいう倫理委員会で審議する。

(著作権の帰属)

第6条 著作物の著作権は、前条第1項に基づき、本会に帰属する。

2 著作者から本会へ著作権を譲渡された著作物が、本会会誌に掲載されないことが確定した場合（本会における審査の結果、掲載をしないこととなった場合のほか、著作者が掲載希望を取下げた場合を含む。）は、本会に譲渡された著作権は、同時点をもって、著作者に返還される。

(著作権の行使)

第7条 本会は、第5条により著作者から本会に譲渡された著作物の著作権を行使することができる。

2 本会は、譲渡された著作権を使用して、電子媒体による二次的著作物を作成し、作成した二次的著作物を創作により集合体にし、かつ検索など新しい機能を付与した著作物を創作することができる。

3 本会は、譲渡された著作権を使用して、過去の出版物の電子媒体および紙媒体による複製を作成し、作成した複製を創作により集合体にし、かつ検索など新しい機能を付与した著作物を創作することができる。

4 その他本会は譲渡された著作権を使用して、著作権の範囲内で著作物を使用することができる。

(著作者人格権の不行使)

第8条 著作者は、本会および本会が著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

2 前項の規定は、本会および本会が著作物の利用を許諾した第三者が、著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(利用許諾)

第9条 当該著作物の著作者であっても、本会に著作権を譲渡した後に、当該著作物を利用する場合、あらかじめ本会の利用許諾を得なければならない。

2 本会は、利用許諾に当たり、適正な対価を徴収することができる。この場合、本会が得た対価は、本会の公益目的事業の費用に使用しなければならない。

(著作者による保証等)

第10条 著作者は、著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネームおよびその他の知的財産権ならびにこれらの出願または登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵していないこと、②本著作物が他の書誌に掲載されたものではなく、その他過去に一切公表されたことがないこと（ただし、本会と共同刊行している雑誌への投稿は除く。）、③著作物が共同著作物である場合には、本会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物

が本規程の適用を受けることおよび当該共同著作物の著作権を本会に譲渡することにつき、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していること、および④著作物において第三者の著作物を引用がある場合、その出典を明記していることを保証する。

(多重譲渡の禁止)

第11条 著作者は、すでに本会に譲渡した著作物に関して、本会以外の第三者に対し、著作権の譲渡およびその利用許諾（著作権の設定を含む。）をすることができない。

(著作者の責任)

第12条 著作者は、本会に譲渡した著作物の内容の正確性・妥当性、権利関係その他本会が当該著作物の著作権を行使するに当たり影響しうる一切の事項について疑義が生じた場合は、著作者の費用と責任におい

て対応し、本会に損害を与えないものとする。

(著作権に係わる紛争処理)

第13条 本規程に基づく著作権の処理又は本会の著作物の取扱いに係わる疑義等は、本会倫理委員会を窓口として対応する。

(発効日)

第14条 この規程は本会理事会で議決された日から発効する。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改廃する場合は、本会理事会の議決をもって行う。

2018年11月28日 制定